

訪問介護向け 特定事業所加算ガイド

もくじ

- はじめに
- 特定事業所加算とは
- 加算要件
- 加算取得までの手続き
- Q&Aと留意事項通知等
- おわりに

- 出典・参照元

カイクエ

■はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

加算取得にあたっては、指定権者それぞれで書式や細かい運用が定められており、実際にご自身で事前相談されることが、実質上必須となります。

ただし、「事前相談するにも知識が無くて不安だ」「何から聞いてよいか分からない」といったお声がよくカイポケに届きます。逆に、行政に事前相談・問い合わせさえできれば、（実際の要件を満たし、取得の意思がある限り）加算を取得できるケースが多いように思われます。

そこで、本資料は、これから加算の取得を検討される方を対象に、行政への相談の前提となる大まかな知識を得て頂くことを目的とし作成しています。

■ 特定事業所加算とは

特定事業所加算は、専門性の高い人材を確保するなど、質の高いサービスを提供している事業所を評価するために設けられました。

I～IVの4種類があり、加算単位は以下の通りです。

※居宅介護支援でも同一名称の加算がありますが、本資料は訪問介護の特定事業所加算について説明します。

特定事業所加算（Ⅰ）： 20%加算

特定事業所加算（Ⅱ）： 10%加算

特定事業所加算（Ⅲ）： 10%加算

特定事業所加算（Ⅳ）： 5%加算

■ 加算要件

特定事業所加算Ⅰ～Ⅳの要件を整理すると下表の通りです。

要件		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	要件の概要
体制要件		必須	必須	必須	必須	(次頁参照。ただし、Ⅰ～ⅢとⅣで若干違いあり。)
人材要件	イ	必須	いずれか	不要	不要	訪問介護員のうち、介護福祉士が30%以上 or 介護福祉士+実務者研修修了等 [※] 50%以上
	ロ	必須		不要	不要	全てのサ責が以下のいずれかを満たす ・実務3年以上の介護福祉士 ・実務5年以上の実務者研修修了等 [※]
	ハ	不要	不要	不要	必須	人員基準を上回る常勤のサ責配置 (常勤のサ責が2人以下の事業所に限る)
重度対応要件	イ	必須	不要	必須	不要	前年度又は前3月で要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な利用者が20%以上
	ロ	不要	不要	不要	必須	前年度又は前3月で要介護3・4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な利用者が60%以上

※正確には「実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくはヘルパー1級課程修了者」

■ 加算要件

前頁の「体制要件」の詳細は以下の通りです。

- イ 訪問介護員及びサービス提供責任者全員に個別研修計画が策定され、研修が実施または予定
※ただし、特定事業所加算Ⅳはサ責のみでOK
- ロ 次の基準に従ってサービス提供が行われていること
 - ・利用者情報等の伝達・技術指導のための会議を定期的（概ね月1回以上）に開催
 - ・サービス提供責任者からの情報等を文書等の確実な方法で伝達、担当の訪問介護員からの適宜報告
- ハ 訪問介護員全員に健康診断等を定期的に実施
- ニ 緊急時等の対応方法を利用者にも明示

■ 加算取得までの手続き

特定事業所加算取得までの手続きは、行政（指定権者）により若干異なり、また、提出書類も多くあります。東京都の特定事業所加算Ⅰ（訪問介護）に関する提出書類を例に挙げますが、提出に当たっては、必ず事業所所在地を管轄する行政にご確認ください。

提出期限

適用月の
前月15日まで

提出書類

<特定事業所加算共通>

①加算様式1-1

②特定事業所加算に係る届出書（加算様式4-1）

<Ⅰの場合追加で求められるもの>

①訪問介護員についての個別研修計画

②訪問介護員の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料

③サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を確認できる資料

④訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制が確認できる書類

⑤緊急時における対応方法の明示を確認できる資料

⑥「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）

⑦資格証・修了証（介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修課程、一級課程）の写し

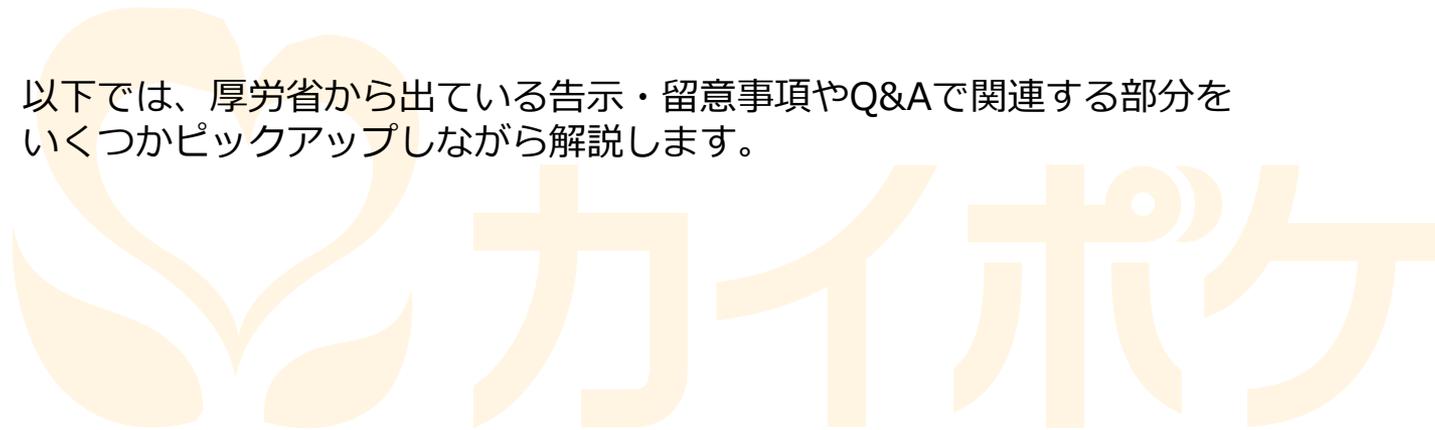
⑧サービス提供責任者経歴書（参考様式2）

⑨訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修修了者・1級介護職員の合計が50%以上であることが確認できる資料（参考計算書C 訪問介護員等要件チェックシート）

⑩前年度又は前3月の利用者のうち、要介護度4又は5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者・たんの吸引等が必要な者の総数が20%以上であることが確認できる資料

■ Q&Aと留意事項通知等

以下では、厚労省から出ている告示・留意事項やQ&Aに関連する部分をいくつかピックアップしながら解説します。



■ Q&Aと留意事項通知等

Q	A
<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。</p>	<p>要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。</p> <p>なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。</p>
<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>	<p>訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。</p>

H21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A (vol.1)

■ Q&Aと留意事項通知等

Q	A
<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>	<p>本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断（常時使用する者に労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする）を、事業所の負担により実施することとしている。</p> <p>また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。</p>

H21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A (vol.1)

■ Q&Aと留意事項通知等

Q		A																																																																																																																			
<p>特定事業所加算の重度要介護者等対応要件における具体的な割合はどのように算出するのか。</p>		<p>重度要介護者等対応要件の利用者の割合については、利用実人員又は訪問回数を用いて算定するものとされているが、例えば下記のような場合、前三月の平均値は次のように計算する（前年度の平均値の計算についても同様である。）。</p> <p>（注1）一体的運営を行っている場合の介護予防訪問介護の利用者に関しては計算には含めない。</p> <p>（注2）利用者Gについては、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けた事業所のみ算入可能。</p> <p>（注3）例えば、利用者H、I、Jのように、「要介護度4以上」、「認知症自立度Ⅲ以上」又は「たんの吸引等が必要な者」の複数の要件に該当する場合も重複計上はせず、それぞれ「1人」又は「1回」と計算する。</p>																																																																																																																			
		<p>① 利用者の実人数による計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総数（利用者Bは2月の利用実績なし） 10人（1月）+9人（2月）+10人（3月）=29人 ・重度要介護者等人数（該当者B、F、G、H、I、J） 6人（1月）+5人（2月）+6人（3月）=17人 <p>したがって、割合は17人÷29人≒58.6%≧20%</p> <p>② 訪問回数による計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総訪問回数 79回（1月）+63回（2月）+75回=217回 ・重度要介護者等に対する訪問回数（該当者B、F、G、H、I、J） 61回（1月）+48回（2月）+59回（3月）=168回 <p>したがって、割合は168回÷217回≒77.4%≧20%</p> <p>なお、上記の例は、人数・回数の要件をともに満たす場合であるが、実際には①か②のいずれかの率を満たせば要件を満たす。</p> <p>また、当該割合については、特定の月の割合が20%を下回ったとしても、前年度又は前三月の平均が20%以上であれば、要件を満たす。</p> <p>※ 平成21年Q & A（Vol.1）（平成21年3月23日）問29は削除する。</p>																																																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">状態像</th> <th colspan="3">利用実績</th> </tr> <tr> <th>要介護度</th> <th>認知症自立度</th> <th>たんの吸引等が必要な者</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>利用者A</td> <td>要介護1</td> <td>—</td> <td></td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>利用者B</td> <td>要介護1</td> <td>Ⅲ</td> <td></td> <td>4回</td> <td>0回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>利用者C</td> <td>要介護2</td> <td>—</td> <td></td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>利用者D</td> <td>要介護2</td> <td>—</td> <td></td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>利用者E</td> <td>要介護2</td> <td>—</td> <td></td> <td>6回</td> <td>5回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>利用者F</td> <td>要介護3</td> <td>Ⅲ</td> <td></td> <td>8回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>利用者G</td> <td>要介護3</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>10回</td> <td>5回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>利用者H</td> <td>要介護4</td> <td>Ⅲ</td> <td></td> <td>12回</td> <td>10回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>利用者I</td> <td>要介護5</td> <td>Ⅱ</td> <td>○</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>利用者J</td> <td>要介護5</td> <td>M</td> <td>○</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">重度要介護者等合計</td> <td>61回</td> <td>48回</td> <td>59回</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">合計</td> <td>79回</td> <td>63回</td> <td>75回</td> </tr> </tbody> </table>								状態像			利用実績			要介護度	認知症自立度	たんの吸引等が必要な者	1月	2月	3月	1	利用者A	要介護1	—		2回	1回	2回	②	利用者B	要介護1	Ⅲ		4回	0回	4回	3	利用者C	要介護2	—		4回	3回	4回	4	利用者D	要介護2	—		6回	6回	4回	5	利用者E	要介護2	—		6回	5回	6回	⑥	利用者F	要介護3	Ⅲ		8回	6回	6回	⑦	利用者G	要介護3	—	○	10回	5回	10回	⑧	利用者H	要介護4	Ⅲ		12回	10回	12回	⑨	利用者I	要介護5	Ⅱ	○	12回	12回	12回	⑩	利用者J	要介護5	M	○	15回	15回	15回			重度要介護者等合計			61回	48回	59回			合計			79回	63回	75回
		状態像			利用実績																																																																																																																
		要介護度	認知症自立度	たんの吸引等が必要な者	1月	2月	3月																																																																																																														
1	利用者A	要介護1	—		2回	1回	2回																																																																																																														
②	利用者B	要介護1	Ⅲ		4回	0回	4回																																																																																																														
3	利用者C	要介護2	—		4回	3回	4回																																																																																																														
4	利用者D	要介護2	—		6回	6回	4回																																																																																																														
5	利用者E	要介護2	—		6回	5回	6回																																																																																																														
⑥	利用者F	要介護3	Ⅲ		8回	6回	6回																																																																																																														
⑦	利用者G	要介護3	—	○	10回	5回	10回																																																																																																														
⑧	利用者H	要介護4	Ⅲ		12回	10回	12回																																																																																																														
⑨	利用者I	要介護5	Ⅱ	○	12回	12回	12回																																																																																																														
⑩	利用者J	要介護5	M	○	15回	15回	15回																																																																																																														
		重度要介護者等合計			61回	48回	59回																																																																																																														
		合計			79回	63回	75回																																																																																																														

次頁で
ポイント
解説



■ Q&Aと留意事項通知等



特定事業所加算の利用者の要件は、以下のように事業所の判断で選択できます。
指定権者でチェック用のExcelを用意しているケースも多いので、行政への確認をお勧めします。

計算の期間

前3月

or

前年度



人数のカウント方法

利用実人数

or

利用延人数（訪問回数）

■ Q&Aと留意事項通知等

Q	A
<p>特定事業所加算の届出における留意事項を示されたい。</p>	<p>特定事業所加算における届出については、次のとおりの取扱いとする。</p> <p>① 訪問介護員等要件を満たすと届出を行い、特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、当該要件を満たさなくなったが、サービス提供責任者要件は満たす場合→要届出（変更）</p> <p>② 訪問介護員等要件及びサービス提供責任者要件をともに満たすと届出を行い、特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、一方の要件のみを満たさなくなった場合→要届出（変更）</p> <p>③ 訪問介護員等要件又は重度要介護者等対応要件を前年度実績により届出を行い、特定事業所加算を算定している事業所が、翌年度に当該要件を満たさなくなったが、前三月実績は満たす場合→要届出（変更）</p>
<p>特定事業所加算における人材要件のうち、「サービス提供責任者要件」を月の途中で満たさなくなった場合、加算の算定ができなくなるのは、その当日からか。それとも、その翌月の初日からか。</p>	<p>翌月の初日からとする。</p> <p>なお、前月の末日時点でサービス提供責任者要件を満たしていて、その翌月（以下、「当該月」という。）の途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の末日にその状態が解消した場合に限り、加算要件は中断しないものとする。ただし、当該月に人員基準を満たさなくなった場合はこの限りでない。</p>
<p>特定事業所加算の人材要件のうちの訪問介護員等要件において、指定訪問介護事業所が障害者自立支援法における指定居宅介護等を併せて行っている場合の取扱いについて</p>	<p>人材要件のうち訪問介護員等要件における職員の割合の算出にあたっては、介護保険法におけるサービスに従事した時間により算出された常勤換算の結果を用いるものとする。したがって、障害者自立支援法における指定居宅介護等に従事した時間は含めない。</p>

H21.3.23介護保険最新情報vol.69平成21年4月改定関係Q&A（vol.1）、H21.4.17介護保険最新情報vol.79平成21年4月改定関係Q&A（vol.2）

■ Q&Aと留意事項通知等

留意事項通知本文

(17) 特定事業所加算について

<中略>

① 体制要件

<中略>

ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

<中略>

同号イ(2)(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

<中略>

ホ 緊急時における対応方法の明示

同号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

② 人材要件

<中略>

ロ サービス提供責任者要件

同号イ(6)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

<以下略>

要約・補足

体制要件にある「サービス提供責任者からの情報等を文書等の確実な方法で伝達」は、メールでもOKです。

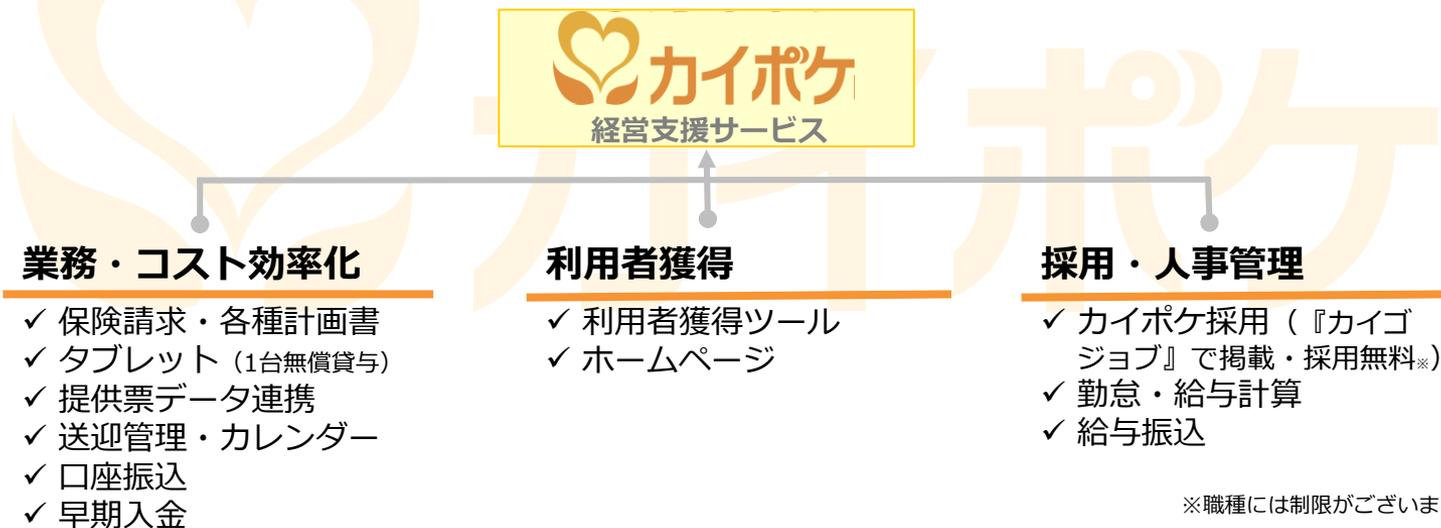
体制要件にある「緊急時における対応方法の明示」は、重要事項説明書に当該事項を記載して説明すればOKです。

人材要件にある「実務経験」はサ責としての実務経験ではなく、介護関連業務の実務経験です。サ責に必要な資格取得前の期間も含めます。

■おわりに

加算の取得をご検討される事業所様の多くは、より安定した介護経営を目指していることかと思えます。

カイクエは、介護に特化した「経営支援サービス」として、保険請求業務だけでなく、ICT化による業務・コスト効率化や利用者獲得、採用・人事管理と、皆様に様々な形で介護経営を支援するサービスをご提供しています。これを機会に、ぜひ他のサービスのご利用もご検討ください。



□ 出典・参照元

・ P4～6

厚生労働省、介護報酬改定に関する省令及び告示「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、平成27年度介護報酬改定について、参照日2016年9月6日、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080101.html>

・ P7

東京都福祉保健局、届出が必要な『加算名等』及び『必要な届出書類』、2 訪問介護・介護予防訪問介護、参照日2016年9月6日

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2_houkai.html

・ P14

厚生労働省、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について、平成27年度介護報酬改定について、参照日2016年9月6日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080101.html>

本資料は、作成日時点の情報をもとに、これから加算取得を検討される方向けに行政（指定権者）への相談の前提となる大まかな知識を得ていただくことを目的とし作成しています。そのため、関連するQ&Aや解釈通知等を全て網羅しているわけではない点についてご了承ください。

また、加算取得にあたっては、行政それぞれで書式や細かい運用が定められており、本資料の内容は加算取得を保証するものではありません。詳細についてはご自身で行政にお問い合わせください。